

「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」出展に係る業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 案件名

「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」出展に係る業務委託

(2) 事業目的

「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」（主催：（公社）日本観光振興協会、（一社）日本旅行業協会及び日本政府観光局）において、北関東三県広域観光推進協議会（以下「協議会」という。）で商談会の実施並びに展示会ブースへ出展し、茨城県、栃木県及び群馬県の観光素材等の魅力を発信することにより、北関東三県への観光誘客を図る。

(3) 業務内容

別添『「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」出展に係る業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託契約期間

契約締結の日から令和4年10月31日（月）まで

(5) 委託契約金額の上限

8,292,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザル参加資格に関する要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条4第2項の規定に基づく茨城県、栃木県及び群馬県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格、栃木県競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく参加資格、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18条）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物品購入契約資格者名簿のいずれかに登載されている者であること。

ただし、茨城県、栃木県及び群馬県のそれぞれにおける指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）、栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）及び群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日群馬県条例第51条）の関連規定に該当しない者であること。

- (6) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

3 プロポーザル実施の手続

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表（公告開始日）	令和4年5月25日（水）
イ 実施内容等に関する質問書の提出期限	令和4年6月1日（水）17時必着
ウ 質問に対する回答	令和4年6月6日（月）
エ 参加表明書の提出期限	令和4年6月8日（水）17時必着
オ 企画提案書の受付期限	令和4年6月15日（水）17時必着
カ 審査結果の通知・公表	令和4年6月22日（水）

(2) 実施内容等に関する質問

質問事項がある場合は、質問書（別紙様式1）を栃木県観光交流課宛てに電子メール又はFAXにより提出してください。

(3) 質問に対する回答

質問者に回答し、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、茨城県公式観光情報ホームページ「観光いばらき」、栃木県ホームページ及びググっとぐんま公式サイト「ググっとぐんま」上で公開します。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式2-1）、参加資格確認書（別紙様式2-2）を作成し、電子メール又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和4年6月15日（水）17時までに、辞退届（任意様式）を提出してください。

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟読の上、作成してください。

(6) 企画提案書の提出

ア 提出書類

① 企画提案書

- a 「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」出展に係る業務委託仕様書に基づく提案
- b その他関連する提案
- c 本業務と類似した業務実績等

② 会社概要又は会社概要パンフレット：各県1部

③ 見積書

企画提案実施のために必要な経費（消費税含む。）については、全体の見積金額とその費目ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。

イ 提出期限

令和4年6月15日（水）17時必着

ウ 提出方法

同項ア 提出書類一式を以下のとおり提出すること。

- ・紙：各県正本1部（社名を記載したもの）、副本2部（社名を隠した無記名のもの）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
- ・電子データ：下記アドレスに正本データ（社名を記載したもの）を送付すること。

エ 提出先

▼栃木県産業労働観光部観光交流課

〒320 - 8501 栃木県宇都宮市塙田1 - 1 - 20

TEL：028 - 623 - 3305／FAX：028 - 623 - 3306

E - Mail：kanko@pref.tochigi.lg.jp

▼群馬県産業経済部戦略セールス局観光魅力創出課

〒371 - 8570 群馬県前橋市大手町1 - 1 - 1

TEL：027 - 226 - 3381／FAX：027 - 223 - 1197

E - Mail：kankouka@pref.gunma.lg.jp

▼茨城県営業戦略部観光物産課

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978 - 6

TEL：029 - 301 - 3622／FAX：029 - 301 - 3629

E - Mail：kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めません。

イ 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県情報公開条例第5号）、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）及び群馬県個人情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）に基づく情報公開請求の対象となります。

4 委託候補者の選定

参加表明書が参加要件に該当する旨を確認した後、次により審査を行います。

(1) 審査方法

協議会が設置するプロポーザル審査委員会により、提出された企画提案書等を総合的に審査（プレゼンテーションは実施しない）して委託契約候補者を選定します。

ただし、審査結果いかんによっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがあります。また、参加者が1者であった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断します。

なお、審査委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 評価項目

区分	評価項目
(1) 企画提案の内容・優位性	・業務目的や業務内容を理解し、明確なコンセプトによる企画提案となっているか。
	・三県の観光誘客に結びつくような、インパクト及び訴求性のある内容か。
	・来場者の集客を図る工夫がなされているか。
	・三県の一体感が高められるようなブース装飾や運営体制になっているか。
	・新型コロナウイルス感染症対策は適切に行うこととなっているか。
	・他の提案者にはない独自の発想や工夫はあるか。
(2) 企画提案の実現可能性	・具体的かつ実現可能性のある詳細な実施計画、実施体制、人員体制、スケジュールが示されているか。
	・過去の同種または類似の業務で実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。
	・業務内容に見合った適切な経費であるか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を茨城県公式観光情報ホームページ「観光いばらき」、栃木県ホームページ及びググっとぐんま公式サイト「ググっとぐんま」に掲載します。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けません。

5 契約に関する事項

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施するものではありません。選定後には、候補者と企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的条件等の協議や調整を行い、随意契約の手続に進むこととします。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年栃木県条例第 3 号）及び群馬県個人情報保護条例（平成 12 年群馬県条例第 85 条）に準じて、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とします。

7 業務の継続が困難となった場合の措置

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとします。

この場合、協議会に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとします。

(2) その他の事由による場合

天災その他協議会及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、協議会の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、協議会は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとします。

8 支払条件

業務委託料の支払いについては、業務完了確認後の精算払とします。ただし、業務の遂行上必要がある場合には、受託者は概算払を請求することができます。

9 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 提出された書類の記載内容が業務委託仕様書等に示す条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類、説明、報告内容に虚偽があった場合

10 その他

- (1) 事業の成果は協議会、茨城県、栃木県及び群馬県に帰属します。
- (2) 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費等については、参加者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返還しません。
- (4) 提案事業者が応募資格を満たさないことが判明した場合や提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該提案者は失格となります。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- (6) 提出書類及び選考の経過は非公開とします。
- (7) 本業務は、令和4年度北関東三県広域観光推進協議会予算の成立を前提として実施するものである。当該予算が成立しなかった場合は、本業務委託の執行は行わないことを予めご了承ください。なお、上記に伴い、プロポーザル参加者に損害が生じた場合でも、一切負担いたしませんので、申し添えます。

附則

この要領は、令和4年5月25日（水）から施行し、受託候補者が決定した翌日にその効力を失う。